

# 特定施設設置（既設）届出書（騒音・振動）

年 月 日

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

（あて先）橋本市長

郵便番号 ー

住所

届出者 名称

代表者氏名

電話番号 ( )

- 特定施設について、
- 騒音規制法第6条第1項(第7条第1項)
  - 振動規制法第6条第1項(第7条第1項)の規定により、次のとおり届け出ます。
  - 和歌山県公害防止条例第24条(第25条)

工場又は事業場の名 称		常時使用する従 業 員 数	
工場又は事業場の所 在 地		区 域 の 区 分	(騒音)第 種 区域 (振動)第 種(類)区域
工場又は事業場の事 業 内 容		設 置 予 定 年 月 日	年 月 日
騒 音 ・ 振 動 の 防 止 の 方 法	別紙のとおり。	使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日
特 定 施 設 の 種 類	型 式	公 称 能 力	数
※ 整 理 番 号		※ 施 設 番 号	
※ 受 理 年 月 日	年 月 日	※ 審 査 結 果	

備考 1 該当する法令の□にレ印を記載すること。

- 2 特定施設種類の欄には、項番号（騒音規制法施行令別表第1、振動規制法施行令別表1、和歌山県公害防止条例施行規則別表第3(その5)又は(その6)）及び名称を記載すること。
- 3 騒音・振動の防止の方法については、別紙によることとし、特定施設の構造及び配置、消音器の設置、音源室の防音、遮音塀、吊基礎、直接支持基礎（板、コイルばね等を使用するもの）、空気ばねの設置等騒音・振動の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
- 4 ※印の欄には、記載しないでください。
- 5 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- 6 添附書類（1）工場及び事業場とその周辺の略図（縮尺のあるもの）  
（2）作業工程図
- 7 届出は、特定施設を設置する工事開始日の30日前までに行ってください。（既設の場合の届出は、特定施設となった日から30日以内（県条例に係るものは60日以内）に行ってください。）
- 8 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載してください。
- 9 騒音規制法に定める特定施設を設置している事業場については、和歌山県公害防止条例に基づく騒音に係る特定施設の届出は不要です。
- 10 振動規制法に定める特定施設を設置している事業場については、和歌山県公害防止条例に基づく振動に係る特定施設の届出は不要です。